

川崎市消防団応援事業所制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防団員の確保と地域防災力の充実強化を目的として川崎市消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し、一定のサービス等を提供する応援事業所の登録に関し、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「応援事業所」とは、川崎市内の事業所、店舗又はその他の団体で、団員等に対して各種料金割引又は特典などの優遇措置等を行うものをいう。

(登録の申請)

第3条 応援事業所に登録しようとするものは、「川崎市消防団応援事業所登録申請書」（様式第1号）により川崎市消防長（以下「消防長」という。）に申請を行うものとする。

2 消防長は、前項の申請を受け、その内容が次の各号に該当しないことを確認した場合には、消防団応援事業所登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めらるるに足りる相当の理由のある事業所等
- (2) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (4) 各種法令に違反しているもの
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種
又は事業所
- (8) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けているもの
- (9) その他、登録することが不相当であると消防長が認めるもの

3 消防長は、前項に規定する登録をした場合は、その旨を「川崎市消防団応援事業所登録決定通知書」（様式第3号）により通知するものとする。

（表示証の交付）

第4条 消防長は、前条第3項に規定する通知を行った場合は、「川崎市消防団応援事業所表示証」（様式第4号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

（表示証の表示）

第5条 応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 応援事業所の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行う
映像その他の広告

（消防団員・家族応援事業所パスポートの交付）

第6条 消防長は、川崎市消防団員に対し、消防団員・家族応援事業所パスポート（様式第5号）を交付するものとする。

（消防団員手帳等の提示）

第7条 団員等は、応援事業所から提供されるサービス等を受けようとする場合は、川崎市消防団員手帳規則（昭和51年川崎市規則第63号）に定める消防団員手帳又は消防団員・家族応援事業所パスポート（以下「消防団員手帳等」という。）を提示しなければならない。

(応援事業所の公表)

第8条 消防長は、応援事業所の名称等を本市のホームページ等により公表することができる。

(登録の変更及び廃止)

第9条 第3条により登録を受けた応援事業所は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録を廃止しようとするときは、「川崎市消防団応援事業所登録内容変更・廃止申請書」(様式第6号)により、消防長に申請を行うものとする。

2 消防長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに台帳の当該内容を変更する。

(登録の取消し)

第10条 消防長は、応援事業所が事業を廃止した場合、又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けた場合その他応援事業所としての登録が適当でないと認める場合は、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消されたものは、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

(順守事項)

第11条 団員等は次に掲げる事項について順守しなければならない。

(1) 消防団員手帳等を不正に使用し、又は他人に貸与し、もしくは譲渡しないこと。

(2) 退団等によりその身分を失った場合は、消防団員・家族応援事業所パスポートを消防長へ返却すること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

川崎市消防長宛

川崎市消防団応援事業所登録申請書

当事業所は、川崎市消防団応援事業所としての登録を申し込み、下記のとおり川崎市消防団員及びその家族に優遇サービスを提供することにより、川崎市消防団員を応援します。

所在地		
フリガナ 事業所名称		
代表者役職・氏名		
担当者職・氏名		
電話番号		
FAX番号		
アドレス	HPアドレス	
	E-mailアドレス	
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)	
定休日		
提供いただけるサービス等の内容	川崎市の消防団員以外でも該当する場合には、チェックをしてください(複数可)。	※登録番号
	<input type="checkbox"/> 消防団員の家族 <input type="checkbox"/> 他都市の消防団員	

- 上記内容については、川崎市ホームページ等に掲載させていただきます。
- E-mailまたはFAXでの提出も可能です。到着後、こちらから担当者宛て連絡します。
宛先:川崎市消防局総務部庶務課 E-mail: 84syomu@city.kawasaki.jp
TEL:044-223-2514 FAX:044-223-2520
- ※欄は記入の必要はありません。

(記入例)

提供いただけるサービス等の内容	対 象
購入金額の〇%割引(セール品は除く)	消防団員手帳等提示者のみ
お食事料金の〇〇円割引(ランチは対象外)	消防団員手帳等提示者を含む〇名まで
ドリンク1杯無料サービス(一人2,000円以上の飲食に限る)	消防団員手帳等提示者含む全員
ボウリング1ゲーム100円割引(2ゲーム以上プレーした方に限る)	消防団員手帳等提示者のみ
ポイント2倍(1,000円以上購入者に限る)	消防団員手帳等提示者及び同伴家族
粗品進呈(他のサービス券等との併用不可)	消防団員手帳等提示者のみ
全品〇〇円割引(500円以上購入者に限る)	消防団員手帳等提示者のみ
入場料金〇〇円割引(平日のみ)	消防団員手帳等提示者含む全員

※ 上記例を参考にご検討いただき、条件等がある場合は、記入をお願いいたします。

※ ビルや商店街等、複数の事業所が存在する場合は、別紙等で一括記入も可能です。

様式第3号（第3条関係）

川消庶第 号
年 月 日

様

川崎市消防長

川崎市消防団応援事業所登録決定通知書

貴事業所を川崎市消防団応援事業所制度実施要綱に基づき、応援事業所として登録したので通知します。

登録年月日 年 月 日

消防団応援事業所

頑張れ！消防団



川崎市消防局マスコットキャラクター「^{タチ}太助」

私たちは、地域のために活動している消防団を応援しています。



川崎市消防局

消防団員・家族
応援事業所パスポート

氏名

所属

川崎市消防団



（みほん）

様式第5号（第6条関係）

（表）

消防団員・家族 応援事業所パスポート	
氏名	<input type="text"/>
所属	<input type="text"/>
	川崎市消防団
	

（裏）

<注意事項>

1. 川崎市消防団応援事業所登録店舗等でこのカードを提示してください。カードを提示しない場合、サービスを受けることができません。
 2. このカードは署名した消防団員及びその家族のみ有効となります。他人への貸与や譲渡等できません。
 3. 退職等によりその身分を失った場合は速やかに返却してください。
- ※ このカードを拾得された方は、下記までご連絡ください。

川崎市消防局総務部庶務課
TEL:044-223-1199

川崎市消防長宛

川崎市消防団応援事業所登録内容変更・廃止申請書

所在地
事業所名
代表者氏名
電話番号

次のとおり川崎市消防団応援事業所登録内容変更・廃止を申請します。

以下の欄は変更する部分のみご記入ください。廃止の場合は記入の必要はありません。

所在地		
フリガナ 事業所名称		
代表者役職・氏名		
担当者職・氏名		
電話番号		
FAX番号		
アドレス	HPアドレス	
	E-mailアドレス	
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)	
定休日		
提供いただけるサービス等の内容	川崎市の消防団員以外でも該当する場合には、チェックをしてください(複数可)。	※登録番号
	<input type="checkbox"/> 消防団員の家族 <input type="checkbox"/> 他都市の消防団員	

1 E-mailまたはFAXでの提出も可能です。到着後、こちらから担当者宛て連絡します。

宛先: 川崎市消防局総務部庶務課

E-mail: 84syomu@city.kawasaki.jp

TEL: 044-223-2514

FAX: 044-223-2520

2 ※欄は記入の必要はありません。